

ネットとうほく 2017 (検) 第3号-2

平成30年3月19日

〒981-3204

仙台市泉区寺岡6丁目2番地の1

株式会社東北ロイヤルパークホテル 御 中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電 話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 申 入 書 兼 照 会 書

当会からの平成29年9月27日付照会書に対し、貴社より同年10月26日付回答書及び貴ホテルの結婚式披露宴に関する申込書及び規約の原本を拝受いたしました。ご対応いただきましたことに御礼申し上げます。

ご送付頂きました貴ホテル「結婚披露宴規約」(以下「本規約」といいます。)を検討した結果、以下のとおり申入れ及び照会をいたします。

### 第1 申入れ事項

#### 1 申入れの趣旨

##### 【申入れ事項1】

本規約「5. ご披露宴の取消料と期日変更料」の下記規定について、取消日が披露宴当日の365日以前の場合には、取消料について予約金の50%との部分を削除、ないしは、平均的損害を超えない範囲の定めとなるよう修正

すること

記

A. お申し込み日よりご披露宴当日の121日前まで  
手配済みのものの実費及び予約金の50%

【申入れ事項2】

本規約「5. ご披露宴の取消料と期日変更料」の下記規定について、取消料についての定めのうち「予約金の全額」を削除すること、及び「最終お見積もり総額の100%」という点を、平均的損害を超えない範囲の定めとなるよう修正すること

記

F. ご披露宴当日の取消料及び変更料  
予約金の全額と最終お見積もり総額の100%

## 2 申入れの理由

【申入れ事項1について】

- (1) 本規約5条の「A」の適用期間は「お申込み日よりご披露宴当日の121日」とされておりますので、披露宴取消し日が披露宴の1年以上前であっても「A」の取消料が適用され、手配済みのものの実費及び予約金の50%が徴収されるものと思われます。しかし、この点は、以下の理由により消費者契約法9条1号に違反し、無効です。
- (2) 消費者契約法9条1号は、違約金を定める条項について、いわゆる平均的損害を超えるものについては、その超える部分が無効であると定めています。
- (3) 通常、披露宴の1年以上前には具体的な準備は行われていませんから、取消しにより積極的損害は生じていません。また、その後1年以上の間に新たな予約が入ることは十分に期待し得えますから、結果的にその後新たな予約が入らず、当初の予定どおりに挙式等が行われたならば得られたであろう利益を喪失したとしても、その損害は少なくとも挙式日の1年以上前の時点においては平均的な損害として想定し得るものとは認められません。

この点は、東京地方裁判所において同旨の判断がなされておりますのでご参照ください（東京地裁平成17年9月9日判決／判例時報1948号96頁）。

- (4) したがって、取消日が披露宴当日の365日以前の場合には、取消料について予約金の50%との部分を削除するよう本規定の修正を求めます。

なお、仮にこの場合にも何らかの損害が生じるとお考えであれば、当該損害の内容及び理由（貴社の想定する平均的損害の算定根拠）をご説明ください。

【申入れ事項2について】

- (1) 本規約第5条「F」によれば、披露宴当日の取消料は「予約金の全額と最終お見積額の100%」とされております。

同条「お見積総額について」の記載によれば、見積総額とは最新の見積総額を指すのですから、最終見積金額には披露宴を行うために必要な費用の全てが網羅されているものと考えられます。よって、披露宴当日にキャンセルした場合、最終見積総額を超えて予約金全額に相当する損害が発生するとは考えられませんので、予約金相当額の部分は平均的な損害と言えないことは明らかです。

そこで、本規約第5条「F」の披露宴当日の取消料から、「予約金の全額」との記載を削除するよう求めます。

- (2) また、披露宴当日にキャンセルがされた場合でも、当該披露宴で提供する予定であった未開栓の飲み物は再利用可能であり、実際にも再利用されていると予想されます。再利用される未開栓の飲み物の代金も取消料に含めているのであれば、本規約はその点において、平均的損害を超えるものと判断されます。また、未開栓の飲み物以外にも支出を免れる費用がある場合には、それについても貴社に損害が生じませんから取消料から控除すべきです。

よって、本規約第5条「F」の「最終お見積もり総額の100%」との部分を、「再利用可能なものを除く」とするなど、平均的損害を超えない範囲の定めに修正するよう求めます。

- (3) また、後述のとおり「サービス料」も損害ではないと考えますが、「最終

お見積もり総額」にサービス料が含まれているか否かが不明です。これらの点については後記照会事項について回答をお願いした上で、更なる申し入れ事項として加えるかを検討する予定です。

## 第2 照会事項

### 1 披露宴当日の364日～121日前までの取消しについて

本規約第5条の「A」によれば、披露宴当日の364日～121日前までの取消しについて「手配済みのものの実費」以外に、予約金の50%の取消料がかかるということです。しかし、結婚情報雑誌等によれば、披露宴の準備は、予約の時期にかかわらず披露宴の約4ヶ月前から始まるようであり、それ以前である364～121日前の時期において、一律に予約金の50%に相当する損害が発生するのか疑問があります。

そこで、364日～121日前までの取消の場合にどのような損害が生じるのか、どのような理由で予約金の50%に相当する損害が発生するのか（貴社の想定する平均的損害の算定根拠）についてご説明ください。

### 2 本規約第5条「D」及び「E」の取消料について

同条項では、取消日が披露宴当日の30日前から15日前までの取消料を、実費に加え見積総額の60%、取消日が披露宴当日の14日前から前日までの取消料を実費に加え見積総額の80%と規定されています。

この点、見積総額の60～80%は違約金として相当高額であり、消費者契約法9条1号違反の疑いがあるものと思料いたします。現に、日本ブライダル文化振興協会の平成20年調査研究に基づくモデル約款（以下「モデル約款」といいます）と比較しても、相当高額な設定となっております。

そこで、貴社において、それぞれの時期の取消の場合に総見積額の60～80%の損害が現に生じると判断されているのか、そのように判断されている場合には、その理由（貴社の想定する平均的損害の算定根拠）を取消日区分ごとにご説明ください。

### 3 見積総額の内容について

#### (1) サービス料について

モデル約款では、解約料金の基準を見積総額からサービス料を控除した額としています。これは、サービス料は、実際にサービスを受けることの対価

であり、披露宴が開催されなかった場合にはそもそも損害として発生しないため、解約料金の算定基準から控当すべきとの考えに基づくものと考えられます。当会もこの考え方を妥当と考えております。

そこで、本規約5条における見積総額に、サービス料が含まれるのか否かご回答ください。また、含まれる場合には、その算定方法も併せてご回答ください。

#### (2) 当日キャンセルの場合に支出を免れる費用について

申入れの理由2で述べましたとおり、当日キャンセルの場合に、再利用可能なものなど貴社において支出を免れる費用については貴社に生じた損害とはいえないため、取消料から控除すべきです。

この点については、貴社においてどのような費用が見積書に計上されているかを確認させて頂いた上でさらに検討したいと考えておりますので、貴社の見積書のサンプルなどがありましたらご送付頂けるようお願い申し上げます。

#### 4 期日変更料について

本規約5条では、披露宴の期日変更の場合にも、手配済みのものの実費、予約金、見積総額の一定額を徴収するとの規定になっております。

しかしながら、取消しの場合と異なり、期日変更の場合には別日に披露宴を行うのですから、手配済みのもののうち挙式日の記載のあるもの等、当初予約日以外には利用できないもの以外は、変更後の披露宴で使用できるため、損害にはならないと考えられます。

また、変更後の期日には披露宴を行うのですから、予約金及び見積総額の一定額を徴収する根拠が不明です。

そこで、期日変更料について、以下の照会にご回答ください。

- (1) 期日変更料は、取消料と同様、損害賠償の予約と考えてよいのでしょうか。
- (2) その場合、期日変更によって生じる損害の内容及び理由（貴社の想定する平均的損害の算定根拠）を、期日変更日の区分ごとにご説明ください。

#### 5 予約金の取扱いについて

本規約では予約金の性質について明確な規定がございません。また、お支払いした予約金の取扱いについても不明瞭な点が多くございます。そこで、予約

金について、以下の照会にご回答ください。

- (1) 契約が履行された場合、予約金は披露宴代金に充当されるのでしょうか。
- (2) 本規約5条「C」「D」「E」の取消の場合及び「D」「E」の期日変更の場合、予約金は契約者に返金されるのでしょうか。
- (3) 披露宴期日を変更した場合、1条でお支払いした予約金に加えて更に「期日変更の予約金」を支払うということになるのでしょうか。その場合、第1条でお支払いした予約金は、返金されるのでしょうか。

以上、申入れ及び照会につきまして、本書面到達後1ヵ月以内に、当会までご回答をいただきますようお願いいたします。

なお、本件照会の経緯や照会結果については、消費者契約法27条に基づき、公表させていただく場合があることを念のため申し添えます（公表する場合や内容の詳細は、既にお渡ししております「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」を参照下さい）。

以 上